

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 水害予防対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、生産基盤課、森林土木・保全課、道路整備課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課、水環境整備課、港湾政策課）、四国地方整備局、独立行政法人水資源機構（吉野川本部）】

第1 方針

国、県及び市町村は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道、港湾等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。また、水害予防計画は、各水系ごとに一貫したものとし、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例及び流域治水の考え方にに基づき、河川改良事業等を総合的、計画的に推進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。

第2 内容

1 河川防災対策

洪水、高潮等による水害を予防するため、流域治水の考え方に基づいた河川改良工事等の治水事業を実施するとともに、河川維持修繕工事を行い、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化とあわせ、水系ごとに一貫した河川管理を行う。

(1) 治水対策

直轄管理区間のうち、吉野川の下流部においては、地震津波対策に係る水門の耐震対策、上流部においては無堤地区の解消のための築堤工事に加え、土地利用による対策を重点的に実施する。

旧吉野川においては、地震津波対策に係る耐震対策、無堤地区の解消を重点的に実施する。今切川においても地震津波対策に係る耐震対策を重点的に実施する。

那賀川においては、無堤部の解消のための築堤工事を重点的に実施する。

なお、直轄事業による堤防の整備に伴い、必要な箇所については、排水機場等の整備による内水対策を進める。

県管理の飯尾川、園瀬川、勝浦川等の中小河川においては、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸整備、築堤等により、河積の拡大、河道の安定を図る。

那賀川の長安ロダム（直轄管理）、福井川の福井ダム等（県管理）については、施設を改良すること等によりダム管理の強化を図る。

(2) 河川情報施設の強化

吉野川、那賀川、桑野川の直轄管理区間においては、災害時等において、河川管理施設の常時監視、遠隔操作など、施設管理の高度化・効率化を図るための光ファイバーネットワークの整備を進める。

那賀川河川事務所においては、平成20年度から長安口ダムの放流量や河川水位を通知する「防災情報メール配信サービス」を開始した。また、平成21年度から阿南市と防災情報に関する協定及び施設利用の協定を締結、平成23年度から那賀町と防災情報に関する協定を締結し、自治体等との情報共有体制の強化に取り組んでいる。

県管理の中小河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を市町村等に提供する。

特に、水防警報河川及び洪水予報河川、水位周知河川に指定している県管理河川16河川（宮川内谷川・飯尾川・新池川・川田川・江川・ほたる川・鮎喰川・園瀬川・勝浦川・桑野川・福井川・那賀川・日和佐川・海部川・貞光川・宍喰川）においては、設定水位に達した段階で水防警報の発令を行い市町村に水防団の準備・出動等と呼びかけるほか、避難の目安となる避難判断水位に達した場合は、氾濫警戒情報として市町村等に通知する。

(3) 警戒避難体制の整備

ア 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市町村は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、印刷物において、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

(4) 維持管理の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

また、吉野川、那賀川等において多目的ダムにより洪水調節を行っているが、操作規則の基づく適正な運用を行うとともに、定期的に情報伝達等の訓練を実施する。

(5) その他の対策

近年における都市化の進展に伴う流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等について、開発の許可において、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

〔資料編〕

水防危険箇所一覧表

県雨量観測所(テレメーター)一覧表

県水位観測所(テレメーター)一覧表

国水防警報・氾濫警戒情報

県水防警報・氾濫警戒情報

2 都市排水対策

近年、都市部においては、宅地化、道路の舗装化等により、雨水の浸透しない区域が増えたことにより、地表面を流れる水量が増大する等、豪雨時に浸水被害が起こりやすい状況になっている。

都市部の排水対策としては、下水道事業により、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした汚水排除施設の整備とともに、浸水の防除を目的とした雨水排除施設の整備を実施している。

県内では、これまで公共下水道事業（雨水）として、5市4町（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美波町、松茂町、北島町、つるぎ町）で、また、都市下水路事業として、2市（徳島市、阿南市）で事業が行われている。

浸水防止対策のため、より一層下水道施設の整備促進を図る必要があり、公共下水道事業により生活排水対策の施設整備と併せ雨水排除施設の整備促進を図るとともに、都市下水路事業により雨水排除施設の整備促進を図る。

また、河川改修等他事業と連携を図りながら、さらなる安全度の向上を図るものとする。

3 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2014年から2024年）の平均年間発生回数（約24回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.7倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

(1) 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、スマートフォンや携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「県公式SNS」をはじめ、民間気象会社や市町村など、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く県民が活用できるように、県や市町村が周知・広報する。

(2) 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、SNS、電子メール、エリアメールなどにより、市町村及び県等が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

(3) 消防等による警戒

消防本部や消防団、市町村等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

ウ がけ地などの危険箇所等の警戒

エ ダム放流が通知された場合における急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

(4) 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、県や市町村などの工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ・雨天時の工事中止等の検討
- ・気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ・避難行動の事前確認の徹底
- ・作業現場及び周辺の点検

(5) 施設管理者等の安全対策

県や市町村などの関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ・気象情報の迅速な収集と活用
- ・土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- ・早期の道路の通行規制

4 水害に強いまちづくり

県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- (1) 県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (4) 県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

- (5) 市町村長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- (7) 県及び市町村は、土砂災害の恐れのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- (8) 県及び市町村は、山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携として、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや治山施設等の定期点検等の実施などによる減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- (9) 水災については、国及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- (10) 県は、アンダーパス部等の道路冠水による車両水没事故を防止するため、排水施設の改良・補修、注意看板、路面標示の設置やライブカメラ等による情報発信などの対策を進める。
また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

5 防災知識の普及

- (1) 県及び市町村は、国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- (2) 四国地方整備局、徳島地方气象台、県及び市町村は、地域の防災力を高めていくため、気候

変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (3) 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 四国地方整備局、徳島地方気象台、県及び市町村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 県及び市町村は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第2節 風害予防対策

【主な実施機関：市町村、県（農林水産総合技術支援センター、森林土木・保全課）、四国森林管理局(徳島森林管理署)、西日本電信電話（株）、(株)NTTドコモ、四国電力（株）、四国電力送配電（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）】

第1 方針

風害を防止または被害の拡大を防止するため、通信施設及び電力設備の防災対策の強化を図る。

第2 内容

1 保安林の整備と管理

風害、飛砂、潮害等防止のため、保安林の適正な管理を行い、背後地の耕地や住宅の災害予防及び被害の軽減を図るものとする。

2 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。また、砂地畑においては被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図るものとする。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図るものとする。

3 通信施設の防災対策

電気通信設備については、必要により設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

4 電力設備の防災対策

電力設備については必要により設備の補強を行うほか、強風時には、予防巡視を実施する。

第3節 高潮・浸水等予防対策

【主な実施機関：市町村、県（水産振興課、農山漁村振興課、生産基盤課、森林土木・保全課、河川政策課、河川整備課、港湾政策課）、四国地方整備局】

第1 方針

高潮等に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、施設整備等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

第2 内容

1 海岸・河川・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

2 高潮・浸水予防施設の整備

(1) 海岸保全施設

高潮等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、県及び市町においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

(2) 河川管理施設

洪水、高潮等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、国、県及び市町村においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

(3) 港湾管理施設

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施し、災害時に備えるものとする。

また、近年の気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、過去に被災した箇所などの港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

さらに、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

(4) 漁港管理施設

漁港施設の維持管理はその設置者が行うが、県管理漁港においては、漁港巡回指導員が常時状況の把握に努めるなど、管理上必要な措置が迅速にとられる体制を整備する。

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、県及び市町村においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

なお、漁港海岸においては、規模が大きく機械操作が必要な水門・樋門について、樋門看守を設置しその操作が確実にできる体制を整備している。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

(5) 林野管理施設

高潮等による被害を防止又は軽減するため、整備した施設とその背後にある防潮林の管理及び機能強化を推進する。

3 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下等の概要

地下水の採取の適正化を図る取り組み等により、最近ではほとんど確認できないほど軽微な状況となっている。

(2) 地下水採取の削減

吉野川下流地域においては、昭和44年に工業用及び上水道として地下水を利用している利用者等により、吉野川下流地域地下水利用対策協議会を設立し、地下水の取水について自主規制を実施している。

また、公害防止協定を結んだ工場については、当該協定書に自主規制の内容を盛り込み、その実効性を高めることとしている。

しかしながら、本県の臨海部における地下水利用については、工業用及び上水道以外の用水取水量が増加したことなどにより、地下水の水位低下や塩水化が進行する地域が見られた。

このことから、地下水の採取の適正化を図ることにより、地下水を保全し、あわせて地下水の水位の異常な低下又は地盤の沈下を防止するために、徳島県生活環境保全条例により、特定の地域を指定し、その地域において地下水を採取する揚水設備が一定の規模を越える設備の設置については、あらかじめ知事に届け出ることとし、地下水の採取の削減に対する指導を行っている。

(3) 地盤沈下対策

地盤沈下により生じた農地、農業用施設の被害を復旧するために、農業用排水施設の整備を行っている。

4 高潮・浸水時の被害予防対策

(1) 県、市町及び防災機関は、高潮の危険や避難方法等を県民等に対して広く啓発するものとする。

(2) 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(3) 港湾管理者は、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護

岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。

- (4) 市町は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、高潮浸水想定区域図を活用するなどして、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図るよう努める。

また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮浸水標識の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

5 情報伝達の強化

- (1) 県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を市町等に提供する。
- (2) 水位周知海岸（讃岐阿波沿岸、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸）においては、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として市町等に通知する。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 市町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

- (2) 市町は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、印刷物において、海岸近傍や浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

- (3) 市町は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第4節 土砂災害等予防対策

■ 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編 第3節 土砂災害等予防対策（第2款 液状化対策を除く。）を参照

第5節 建築物災害予防対策

【主な実施機関：市町村、県（住宅課）】

第1 方針

建築基準法に基づき、次の計画を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

第2 内容

1 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物にかかる制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

2 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図るものとする。

〔資料 編〕

建築基準法による災害危険区域一覧表

第6節 危険物等の災害予防対策

■ 地震災害対策（南海トラフ地震対策）編 参照

第7節 雪害予防対策

【主な実施機関：市町村、県（水産振興課、生産基盤課、農林水産総合技術支援センター、森林土木・保全課、道路整備課、河川整備課、港湾政策課）、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、四国旅客鉄道(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)】

第1 方針

豪雪による被害を防止し、又は軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

第2 内容

- 1 県は、徳島県雪害防止対策要綱に基づき、主要道路の除雪体制を確立し、交通規制及び指導を行うとともに、大雪による倒木を防ぐため、事前伐採を推進する。また、農林施設、作物の雪害対策を図り及び雪害予防知識の普及に努める。
- 2 市町村は、特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出動等市町村が実施すべき事項を市町村地域防災計画に定め、これにより雪害対策を実施するものとする。
- 3 指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。
 - (1) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合、各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。
 - (2) 四国旅客鉄道株式会社

旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、各駅長が四国旅客鉄道株式会社運輸関係指令手続の定めるところにより、必要に応じ給食、医療等の手配をするが、非常時においては、市町村、住民等の協力をもとめて応急体制をとり輸送の確保に努める。
 - (3) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社

雪害時における配電線路等電力設備に重大な障害を生ずることが予想される場合又は重大な障害が発生した場合は、防災業務計画の定めるところにより防災体制を発令し、電力の確保に努める。
- 4 道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第8節 気象業務の整備

【主な実施機関：市町村、県（水産振興課、生産基盤課、森林土木・保全課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課、港湾政策課）、四国地方整備局、徳島地方气象台】

第1 方針

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 内容

1 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

(1) 5段階の警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

(2) 警戒レベル相当情報

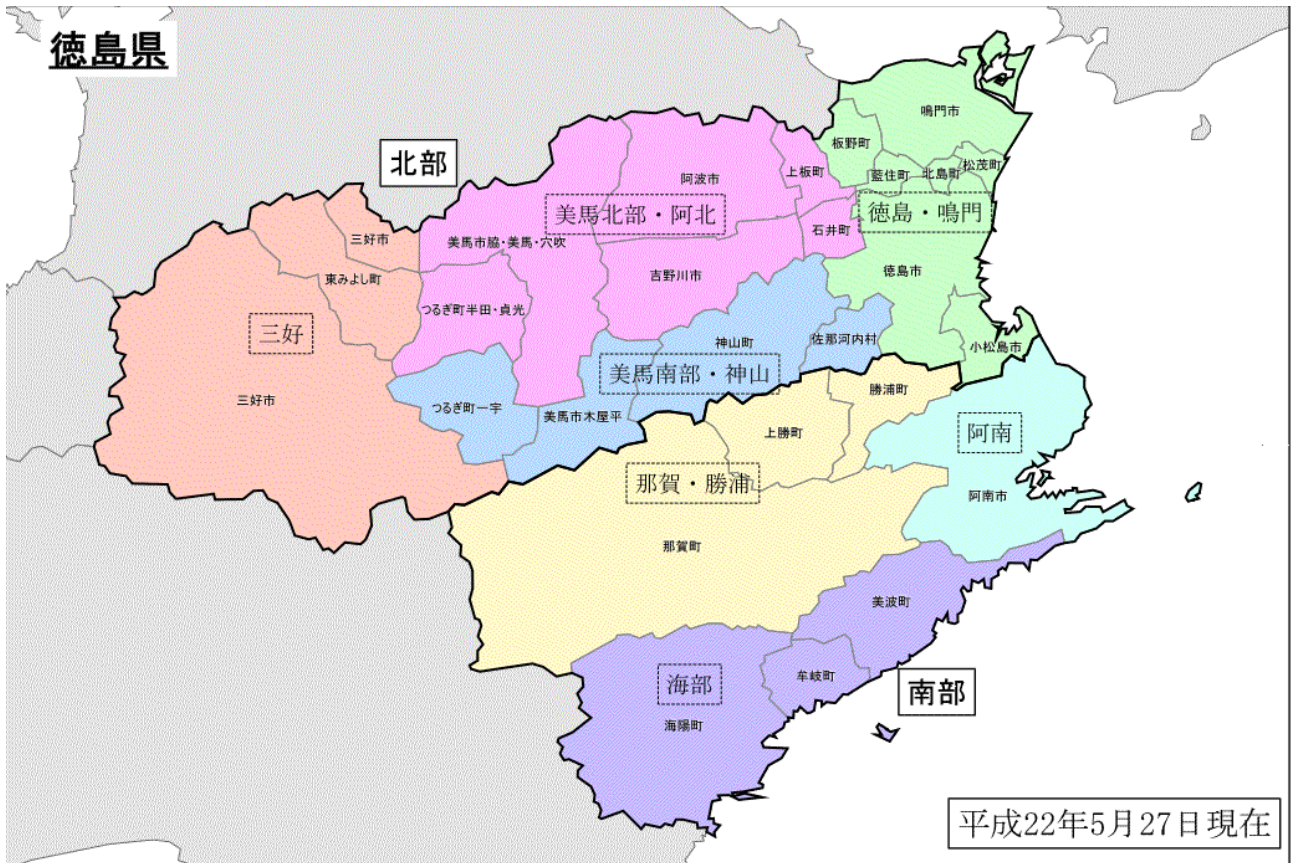
四国地方整備局、徳島地方气象台、県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎（美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬市木屋平」に、つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一字」に分割）に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報



徳島県の予報区分（市町村等をまとめた地域など）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町

徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準
(数値は、予想される気象要素値である)

(1) 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発 表 基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続くと予想される場合、市町村等に発表する。

- ① 表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。
② 流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※4）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続くと予想される場合、市町村等に発表する。

※1 激しい雨：1時間におおむね30mm以上の雨

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。

※3 流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れる量を表す値。

※4 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

イ 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。

「50年に一度の積雪深」一覧

令和5年11月1日現在

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
徳島県	徳島	12*	42

（注1）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

(注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

(注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

<参考>

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

(2) 警報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、各市町村で、別表1の基準に到達することが予想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」、「阿南」、「海部」では10cm以上、「那賀・勝浦」では20cm以上、「美馬北部・阿北」、「美馬南部・神山」、「三好」では20cm以上、山地で30cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され

	る。 具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、別表5の基準に到達することが予想される場合。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、各市町村で、別表2の基準に到達することが予想される場合。

(3) 注意報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、各市町村で、別表3の基準に到達することが予想される場合。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間降雪の深さが「徳島・鳴門」、「阿南」、「海部」では5cm以上、「那賀・勝浦」では5cm以上、山地で10cm以上、「美馬北部・阿北」、「美馬南部・神山」、「三好」では5cm以上、山地で15cm以上が予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える

	<p>可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、別表5の基準に到達することが予想される場合。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。</p> <p>発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 降雪の深さが20cm以上 2 気象台における最高気温が7℃以上 3 降水量が10mm以上
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>具体的には、気象台における最低気温が-3℃以下と予想される場合。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <p>具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下が予想されたとき</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <p>発表基準としては、気温-2℃～2℃の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれが</p>

	<p>あると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、二次細分区域内の各市町村で、別表4の基準に到達することが予想される場合。</p>
--	--

注1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。

注3 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。

注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

注5 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

注6 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の見準を暫定的に下げて運用する。

(別表1) 大雨警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
徳島・鳴門	徳島市	23	244
	鳴門市	16 17	211
	小松島市	18	243
	松茂町	23	—
	北島町	23	—
	藍住町	23	—
	板野町	23	226
美馬北部・阿北	吉野川市	20	179
	阿波市	22	144
	美馬市脇・美馬・穴吹	17	155
	石井町	22	192
	上板町	25	173
	つるぎ町半田・貞光	17	129
美馬南部・神山	美馬市木屋平	20	194
	佐那河内村	20	180
	神山町	18	175

	つるぎ町一字	18	181
三好	三好市	16	131
	東みよし町	16	142
阿南	阿南市	22	163
那賀・勝浦	勝浦町	24	221
	上勝町	24	244
	那賀町	23	235
海部	牟岐町	27	214
	美波町	27	189
	海陽町	30	201

(別表2) 洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=10.7、 鮎喰川流域=44.4、 飯尾川流域=21.2、 八多川流域=13、 園瀬川流域=18.8、 新町川流域=6.7	鮎喰川流域 = (10、37.5)、 飯尾川流域 = (10、18.4)、 八多川流域 = (10、11.7)、 園瀬川流域 = (10、18.4)、 新町川流域 = (10、5.9)、 勝浦川流域 = (10、36.7)、 吉野川流域 = (12、77.3)	吉野川 [岩津]、勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	鳴門市	旧吉野川流域=32.9、 新池川流域=8	新池川流域 = (8、7.1)	吉野川 [岩津]
	小松島市	太田川流域=10.2、 立江川流域=12.5	—	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	松茂町	旧吉野川流域 =34.5、 今切川流域=12.3	旧吉野川流域 = (18、32.3)	吉野川 [岩津]
	北島町	旧吉野川流域=31.9、 今切川流域=10.1	今切川流域 = (10、9.5)	吉野川 [岩津]
	藍住町	旧吉野川流域=31.7	—	吉野川 [岩津]
	板野町	旧吉野川流域=27.9、 宮川内谷川流域 =22.7	宮川内谷川流域 = (10、20.4)	吉野川 [岩津]
美馬北部・阿北	吉野川市	江川流域=5.5、 ほたる川流域=7.3、 川田川流域=22.2、 飯尾川流域=11.5、 三谷川流域=8.8	ほたる川流域 = (7、4.2)、 飯尾川流域 = (9、8.1)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津]
	阿波市	熊谷川流域=6.7、 九頭宇谷川流域 =10.5、	熊谷川流域 = (7、5.7)、 吉野川流域	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津]

		柿ノ木谷川流域 =7.7	= (7、101.8)	
	美馬市脇・美馬 ・穴吹	曾江谷川流域 =22.1、 穴吹川流域=41.6、 大谷川流域=5、 井口谷川流域=9.6、 高瀬谷川流域=6.9	吉野川流域 = (5、110.2)	吉野川 [池田 (無堤)・池田 (有堤)]
	石井町	飯尾川流域=20.6	飯尾川流域 = (10、18.1)	吉野川 [岩津]
	上板町	宮川内谷川流域 =19.8、 大山谷川流域=8.1、 泉谷川流域=8.9	—	吉野川 [岩津]
	つるぎ町半田 ・貞光	貞光川流域=27.9、 半田川流域=17.4	貞光川流域= (5、 27.6) 、 半田川流域= (13、 15.6) 、 吉野川流域= (5、 103.2)	吉野川 [池田 (無堤)・池田 (有堤)]
美馬南部 ・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=33.9	—	—
	佐那河内村	嵯峨川流域=13.8、 園瀬川流域=14.9	園瀬川流域= (18、 14.9)	—
	神山町	鮎喰川流域=39.8	—	—
	つるぎ町一字	貞光川流域=24.8	—	—
三好	三好市	河内谷川流域 =10.7、 井ノ内谷川流域 =12.2、 鮎苦谷川流域 =12.7、 馬路川流域=11.2、 銅山川 (伊予川) 流 域=44.7、 白川谷川流域=14.8、 松尾川流域=20.6	井ノ内谷川流域= (9、10.9) 、 吉野川流域= (10、 91.3)	吉野川 [池田 (無堤)・池田 (有堤)]
	東みよし町	山口谷川流域=9、 加茂谷川流域=13.9、 小川谷川流域=14、 大藤谷川流域=9.4	大藤谷川流域= (6、8.4) 、 吉野川流域= (6、 67.5)	吉野川 [池田 (無堤)・池田 (有堤)]
阿南	阿南市	那賀川流域=70.2 桑野川流域=25.5、 打樋川流域=12.4、 南川流域=13.1、 福井川流域=17.2、 椿川流域=10.7、 岡川流域=12.5	那賀川流域= (20、 63.6) 、 桑野川流域= (18、 21.6) 、 打樋川流域= (12、 11.1) 、 福井川流域= (18、 10.6) 、 椿川流域= (12、 9.6) 、 岡川流域= (12、 11.1)	那賀川 [古庄 (上流)・古庄 (下流)]

那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=10.7、 勝浦川流域=41.6	坂本川流域 = (12、9.6)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	上勝町	旭川（北谷川）流域 =19.5、 杉地川流域=13.6	—	—
	那賀町	那賀川流域=62.9、 坂州木頭川流域 =40.6、 丈ヶ谷川流域 =18.9、 海川谷川流域 =22.3、 出原谷川流域 =9.9、 南川流域=24.2、 棚谷川流域=12.8	那賀川流域 = (14、61.1) 、 南川流域 = (20、21.7)	—
海部	牟岐町	牟岐川流域=20.8 橘川流域=9.5	—	—
	美波町	赤松川流域=20.2、 日和佐川流域=29.4	赤松川流域 = (26、18.1) 、 日和佐川流域= (12、29.4)	—
	海陽町	海部川流域=45.6、 相川流域=17.8、 王余魚谷川流域 =9.6、 穴喰川流域=21.7、 母川流域=14.1	穴喰川流域 = (16、20.3)	—

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表3）大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
徳島・鳴門	徳島市	13	178
	鳴門市	11	154
	小松島市	12	177
	松茂町	10	185
	北島町	13	185
	藍住町	13	185
	板野町	13	164
美馬北部・阿北	吉野川市	7	130
	阿波市	9	105
	美馬市脇・美馬・穴吹	7	113
	石井町	13	140
	上板町	10	126
	つるぎ町半田・貞光	7	94

美馬南部・神山	美馬市木屋平	16	155
	佐那河内村	13	144
	神山町	12	140
	つるぎ町一宇	13	144
三好	三好市	12	108
	東みよし町	9	117
阿南	阿南市	15	132
那賀・勝浦	勝浦町	17	176
	上勝町	17	195
	那賀町	18	188
海部	牟岐町	18	171
	美波町	16	151
	海陽町	21	160

(別表4) 洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=8.5、 鮎喰川流域=35.5、 飯尾川流域=16.9、 八多川流域=10.4、 園瀬川流域=15、 新町川流域=5.3	今切川流域 = (6.8.5)、 鮎喰川流域 = (6、33.8)、 飯尾川流域 = (6、16.6)、 八多川流域 = (6、10.4)、 園瀬川流域 = (5、15)、 新町川流域 = (6、4.3)、 勝浦川流域 = (10、30.9)、 吉野川流域 = (9、56.2)	吉野川 [岩津]、 勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	鳴門市	旧吉野川流域=26.3、 新池川流域=6.4	旧吉野川流域 = (9、22.5)、 新池川流域 = (5、4.9)	—
	小松島市	太田川流域=8.1、 立江川流域=10	太田川流域 = (6、7.4)、 立江川流域 = (6、7.6)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	松茂町	旧吉野川流域=27.6、 今切川流域=9.8	旧吉野川流域 = (8、22.1)	—
	北島町	旧吉野川流域=25.5、 今切川流域=8	旧吉野川流域 = (10、21.5)、 今切川流域 = (6、8)	—

	藍住町	旧吉野川流域=25.3	旧吉野川流域=(10、20.2)、 吉野川流域=(10、98.4)	吉野川 [岩津]
	板野町	旧吉野川流域=22.3、 宮川内谷川流域=18.1	旧吉野川流域=(6、22.3)、 宮川内谷川流域=(6、18.1)	—
美馬北部 ・阿北	吉野川市	江川流域=4.4、 ほたる川流域=5.8、 川田川流域=17.7、 飯尾川流域=9.2、 三谷川流域=7	江川流域=(5、4.4)、 ほたる川流域=(5、3.8)、 川田川流域=(5、17.7)、 飯尾川流域=(5、7.2)、 三谷川流域=(5、5.6)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津]
	阿波市	熊谷川流域=5.3、 九頭宇谷川流域=8.4、 柿ノ木谷川流域=6.1	熊谷川流域=(5、5.1)、 柿ノ木谷川流域=(5、6.1)、 吉野川流域=(7、72.4)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津]
	美馬市脇・美馬 ・穴吹	曾江谷川流域=17.6、 穴吹川流域=33.2、 大谷川流域=4、 井口谷川流域=7.6、 中鳥川流域=5.5	吉野川流域=(5、71)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
	石井町	飯尾川流域=16.4	飯尾川流域=(6、16)	吉野川 [岩津]
	上板町	宮川内谷川流域=15.8、 大山谷川流域=6.4、 泉谷川流域=7.1	—	吉野川 [岩津]
	つるぎ町半田 ・貞光	貞光川流域=22.3、 半田川流域=13.9	貞光川流域=(5、17.8)、 半田川流域=(5、13.9)、 吉野川流域=(5、74)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
	美馬南部 ・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=27.1	—
佐那河内村		嵯峨川流域=11、 園瀬川流域=11.9	園瀬川流域=(10、9.5)	—
神山町		鮎喰川流域=31.8	鮎喰川流域=(6、31.8)	—
つるぎ町一字		貞光川流域=19.8	—	—
三好	三好市	河内谷川流域=8.5、 井ノ内谷川流域=9.7、 鮎苦谷川流域=10.1、 馬路川流域=8.9、 銅山川(伊予川)流域=35.7、 白川谷川流域=11.8、 松尾川流域=16.4	井ノ内谷川流域=(9、7.8)、 吉野川流域=(9、72.7)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]

	東みよし町	山口谷川流域=7.2、 加茂谷川流域=11.1、 小川谷川流域=11.2、 大藤谷川流域=7.5	大藤谷川流域= (5、7.5)、 吉野川流域= (5、57.6)	吉野川 [池田 (無堤) ・池田 (有堤)]
阿南	阿南市	那賀川流域=56.1 桑野川流域=20.4、 打樋川流域=8、 南川流域=10.4、 福井川流域=10.8、 椿川流域=8.5、 岡川流域=10	那賀川流域= (9、47.6)、 桑野川流域= (8、19.4)、 打樋川流域= (12、6.4)、 南川流域= (7、10.4)、 福井川流域= (7、9)、 椿川流域= (12、6.8)、 岡川流域= (7、10)	那賀川 [古庄 (上流) ・古庄 (下流)]
那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=8.5、 勝浦川流域=33.2	坂本川流域= (12、7.4)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
	上勝町	旭川 (北谷川) 流域=15.6、 杉地川流域=10.8	—	—
	那賀町	那賀川流域=50.3、 坂州木頭川流域=32.4、 丈ヶ谷川流域=15.1、 海川谷川流域=17.8、 出原谷川流域=7.9、 南川流域=19.3、 栩谷川流域=10.2	那賀川流域= (14、40.2)、 南川流域= (14、15.4)	—
海部	牟岐町	牟岐川流域=16.6 橘川流域=7.6	橘川流域= (14、6.1)	—
	美波町	赤松川流域=16.1、 日和佐川流域=20.7	赤松川流域= (13、12.9)、 日和佐川流域= (8、20.7)	—
	海陽町	海部川流域=36.4、 相川流域=14.2、 王余魚谷川流域=7.6、 宍喰川流域=17.3、 母川流域=11.2	海部川流域= (17、29.1)、 相川流域= (17、11.4)、 王余魚谷川流域= (17、6.1)、 宍喰川流域= (16、17.3)、 母川流域= (10、11.2)	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報基準	注意報基準
徳島・鳴門	徳島市	1.9m※	1.4m

	鳴門市	(瀬戸内側)	2.0m※
		(紀伊水道側)	
	小松島市	1.8m※	
	松茂町	1.8m※	
	北島町	1.9m※	
	藍住町	*	
阿南	阿南市	2.0m※	1.4m
海部	牟岐町	2.0m※	
	美波町	1.8m※	
	海陽町	2.4m※	

【備考】

・潮位は一般の高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

・基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

*徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。（藍住町は警報のみ運用）

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保

	<p>する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p>
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1km四方）毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指

数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨、高潮に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることを見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図

1) として作成・発表される。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

(発表基準)

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、発表対象地域（図2）に発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(解除基準)

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域（図2）ごとに解除する。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報と関連する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基本法第55条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条」に基づき市町村長に伝達する。

伝達経路は共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 伝達系統 (3) 「気象に関する特別警報・警報の伝達系統」に準ずる。

(4) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。



図2 発表対象地域名（松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く 発表対象地域数44）



7 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上 を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上 を観測又は解析したとき

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県 北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第〇号
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

9 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川（当県では、吉野川、那賀川）においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求め段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回っ

		たとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(1) 吉野川洪水予報

(ア) 洪水予報区間：左岸 徳島県三好市池田町から河口まで

右岸 徳島県三好市池田町から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

池田（無堤・有堤）、岩津

(ウ) 担当官署名

徳島河川国道事務所、徳島地方気象台

(エ) 発表基準

a 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらか基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。

b 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、（同）吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

c 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに、（同）吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。

d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

(オ) 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m	計画高水位 m
池田 (無堤)	北緯 34° 01' 57" 東経 133° 50' 32"	三好市井川町西井川	—	4.1	6.7	7.4	8.0	8.33	11.872
池田 (有堤)						8.0	9.7	11.74	
岩津	北緯 34° 03' 55" 東経 134° 11' 36"	阿波市阿波町岩津	—	3.3	5.3	6.8	7.5	10.56	12.937

(2) 那賀川洪水予報

(ア) 洪水予報区間：左岸 阿南市十八女町から河口まで

右岸 阿南市加茂町から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

古庄（上流・下流）

(ウ) 担当官署名

那賀川河川事務所、徳島地方気象台

(エ) 発表基準

a 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）那賀川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。

b 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、（同）那賀川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

c 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに、（同）那賀川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。

d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）那賀川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

(オ) 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m	計画高水位 m
古庄 (上流)	北緯 33° 56' 15" 東経 134° 37' 15"	阿南市 羽ノ浦 町古庄	0.0	3.5	5.0	5.8	6.6	7.40	8.823
古庄 (下流)						7.9	8.8	9.88	

(3) 勝浦川洪水予報

(ア) 洪水予報区間：徳島県勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から河口まで

(イ) 水位又は流量の予報に関する基準点

横瀬、江田

(ウ) 担当官署名

徳島県県土整備部河川政策課、徳島地方気象台

(エ) 発表基準

a 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに、徳島県河川政策課と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）勝浦川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。

b 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが

見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるときに（同）勝浦川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

c 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに、（同）勝浦川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。

d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）勝浦川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

(オ) 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
横瀬	北緯 33° 56′ 15″ 東経 134° 37′ 15″	勝浦町棚野字 北川原	—	2.0	3.0	3.6	4.2	6.56
江田	北緯 33° 56′ 15″ 東経 134° 37′ 15″	小松島市江田 町沖須賀	—	2.4	3.4	4.1	4.7	6.43

10 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに、72時間先までの予報を6時間ごとに発表する。さらに、3日（72時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5日（120時間）先までの進路予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、台風の位置や強さなどの実況と1時間後の推定位置を1時間ごとに発表するとともに24時間先までの予報を3時間ごとに発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を3段階、強さ（最大風速：10分間平均風速の最大値）を4段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500 km未満	—
500 km以上 800 km未満	大型（大きい）
800 km以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	—
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

11 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に通報し、徳島県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

発表基準

「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同一。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

1.2 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国111の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき、火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して、噴火警報・噴火予報を発表する。

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁及び管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区气象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html

(4) 噴火速報

気象庁及び管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 - ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を

行う可能性がある場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
 - ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kazan/qvaf/qvaf_guide.html

(7) 火山ガス予報

気象庁及び管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁及び管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第2章 災害応急対策

第1節 豪雨災害への対応

【実施機関：防災関係機関】

第1 方針

豪雨災害時における住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等の方法について定める。

第2 内容

市町村は、豪雨災害時における避難指示等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアルを作成するとともに、県、市町村、防災関係機関、マスメディアなどが連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

第2節 水防活動の実施

【主な実施機関：市町村、県（河川政策課）】

第1 方針

洪水又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、徳島県水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施する。

第2 内容

1 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体にあり、県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

2 水防体制

(1) 県の水防体制

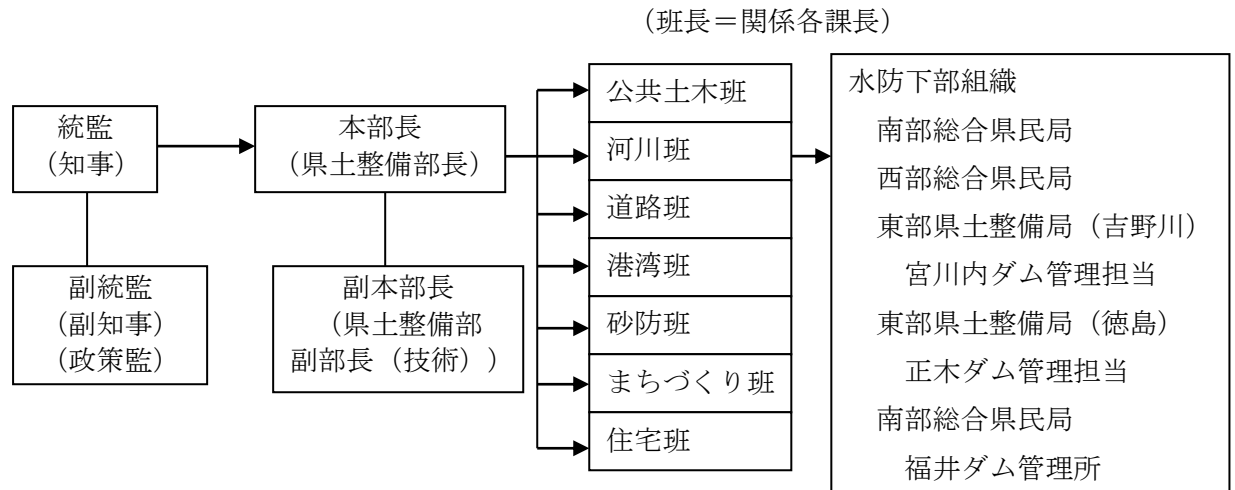
県の水防体制は、次のとおりとする。

ア 徳島県水防本部

(ア) 設置

知事は、洪水又は高潮等による危険があると認めたときは、徳島県水防計画の定めるところにより徳島県水防本部を設置する。

(イ) 組織



統監不在のときは、副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

イ 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を确实迅速に行うとともに、勤務員を適宜に交代休養させ長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

水防非常配備の種類

(ア) 第一非常体制

- a 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるとき又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。
 - b 徳島県に津波注意報が発表されたとき。
 - c 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- （必要最小限の人員）

(イ) 第二非常体制

- a 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。
 - b 台風が本県を通過することが確実とされたとき。
 - c 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。
 - d 徳島県に津波警報が発表されたとき。
 - e 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
 - f 大雨特別警報が発表されたとき。
 - g 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
 - h 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- （必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員）

(ウ) 第三非常体制

事態が切迫し、危険性が大で第二非常体制では処理しかねると認められたとき。

（地域防災計画及び災害対策本部条例及び災害対策本部運営規定等に基づく人員）

各総合県民局及び東部県土整備局は本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて本部との協議の上、非常配備を行うものとする。

もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。

(2) 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3節 土地改良区等における災害応急対策

【主な実施機関：県（生産基盤課）、土地改良区】

第1 方針

土地改良区、水利組合、ため池管理者は、管理する取水施設、排水機場、用排水路、農業用ダム・農業用ため池等の農業用施設の応急対策について定める。

第2 内容

- 1 台風等、風水害が予想される時は、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。
 - (1) ため池や用水路等で、余水吐を有している施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
 - (2) 樋門、排水機場等の施設については、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備しておくものとする。
 - (3) 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼす恐れが生じたり、ため池が、越水等により決壊する恐れが生じた場合は、速やかに関係市町村及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施するものとする。